

大気汚染状況の常時監視体制の見直し（案）

1 千葉市の大気汚染と常時監視体制

千葉市では、昭和 20 年代後半から、京葉臨海工業地帯における企業の立地などによって急激に工業化が進むようになり、工場や自動車から排出される汚染物質による産業型公害が深刻化しました。これに対応するため、大気汚染防止法が制定され、工場などに対する排出規制強化が図られるとともに、千葉市においても条例を制定するなど、公害対策を強く推進してきました。

あわせて、大気汚染状況の常時監視※¹体制も着実に整備してきました。昭和 40 年に自動測定機による二酸化硫黄の測定を初めて開始し、昭和 47 年 3 月にはテレメータシステム※²を整備して測定データのリアルタイムによる監視を実現して以来、測定局※³の増設や測定機器の整備の充実を図り、当時の著しい大気汚染に対する市民の方の要請に的確に対応してきました。社会問題となったダイオキシン類などによる環境汚染の実態についても調査を進めてきたところです。

千葉市の大気環境は、法や条例などの様々な対策の効果により改善し、近年はおおむね良好な状態が続いています。

※1 大気汚染状況の常時監視

継続的に大気汚染の測定を実施することにより、大気の汚染の状況を監視すること（大気汚染防止法などによる。）。

※2 テレメータシステム

市内の測定局などで測定された大気データを、通信回線を経由して千葉市環境情報センターまでリアルタイムで収集し、監視を行うためのシステム。収集されたデータは統計処理され、大気汚染防止施策の基礎資料などに利用される。また、測定データの速報値は、環境省や千葉県のホームページで閲覧することができる。

※3 測定局

大気汚染物質の自動測定機などを内部に備えた無人の建物。平成 21 年度末現在、市内に 27 か所ある。周辺の大気中の汚染物質濃度を自動測定機により測定し、得られたデータを千葉市環境情報センターに伝送している。

2 大気汚染状況の常時監視体制の現状

千葉市では、27 か所の測定局などにおいて、大気の汚染の状況を常時監視しています。

＜一般環境大気測定局（一般局）＞（大気汚染状況を常時監視するための測定局であって、自動車排出ガス測定局以外のもの）

地点 番号	測定局名	所在地	測定 局 設置 年度	用途 地域	(一般環境大気測定局)										
					測定項目								気象 風向・風速 温度・湿度 日射・放射収支		
					二 酸 化 硫 黄	窒 素 酸 化 物	浮 遊 粒 子 状 物 質	光 化 学 オ キ シ ダ ン ト	一 酸 化 炭 素	炭 化 水 素	有 害 大 気 汚 染 物 質	ダ イ オ キ シ ン 類			
					SO ₂	NO _x	SPM	O ₃	CO	HC					
1	千草台小学校	稲毛区天台5-11-1	S43	住	○	○	○								
2	末広中学校	中央区末広2-10-1	S45	住	○	○	○			○	○		○	○	
3	寒川小学校	中央区寒川町1-205	S46	住	○	○	○	○					○		
4	福正寺	中央区今井1-13-24	S46	住	○	○	○				○	○	○	○	
5	蘇我中学校	中央区白旗1-5-3	S45	住	○	○	○						○	○	
6	蘇我保育所	中央区蘇我2-3-18	S47	住	○	○	○						○		
7	松ヶ丘小学校	中央区松ヶ丘町580	S46	住	○	○	○						○		
8	明德学園	中央区南生実町1403	S42	住	○	○	○	○		○			○	○	
9	臨海ドライブイン	中央区浜野町1025-624	S43	準	○	○	○						○	○	
10	大宮小学校	若葉区大宮台7-8-1	S43	住	○	○	○	○		○			○		
11	千城台北小学校	若葉区千城台北1-4-1	S46	住	○	○	○	○				○	○		
12	桜木小学校	若葉区桜木3-26-1	S46	住	○	○	○	○		○			○	○	
13	山王小学校	稲毛区山王町121	S46	住	○	○	○					○	○	○	
14	花見川第一小学校	花見川区花見川4-1	S46	住	○	○	○	○		○		○	○	○	
15	宮野木	稲毛区宮野木町996-9	S48	住	○	○	○	○					○	○	○
16	検見川小学校	花見川区検見川町3-322-23	S44	住	○	○	○	○		○			○		
17	都公園	中央区都町2-14	S50	住	○	○	○						○		
18	土気	緑区大椎町1251-316	S51	住	○	○	○	○		○			○		
19	真砂公園	美浜区真砂1-11	S53	住	○	○	○				○	○	○		
20	泉谷小学校	緑区おゆみ野中央4-3	H19	住	○	○	○						○		
a	千葉市水道局	緑区平川町2210	-	-							○	○			
b	千葉市埋蔵文化財調査センター	中央区南生実町1210	-	-								○			
c	千葉市塵芥汚水処理場	若葉区谷当町630	-	-								○			
d	千葉市農政センター	若葉区野呂町714-3	-	-								○			
測定局数					20	20	20	9	0	7	4	9	19	9	1

○…測定を行っていることを示す（空欄は測定していない）

（※a～dは、一般環境大気測定局ではない。）

<自動車排出ガス測定局（自排局）>

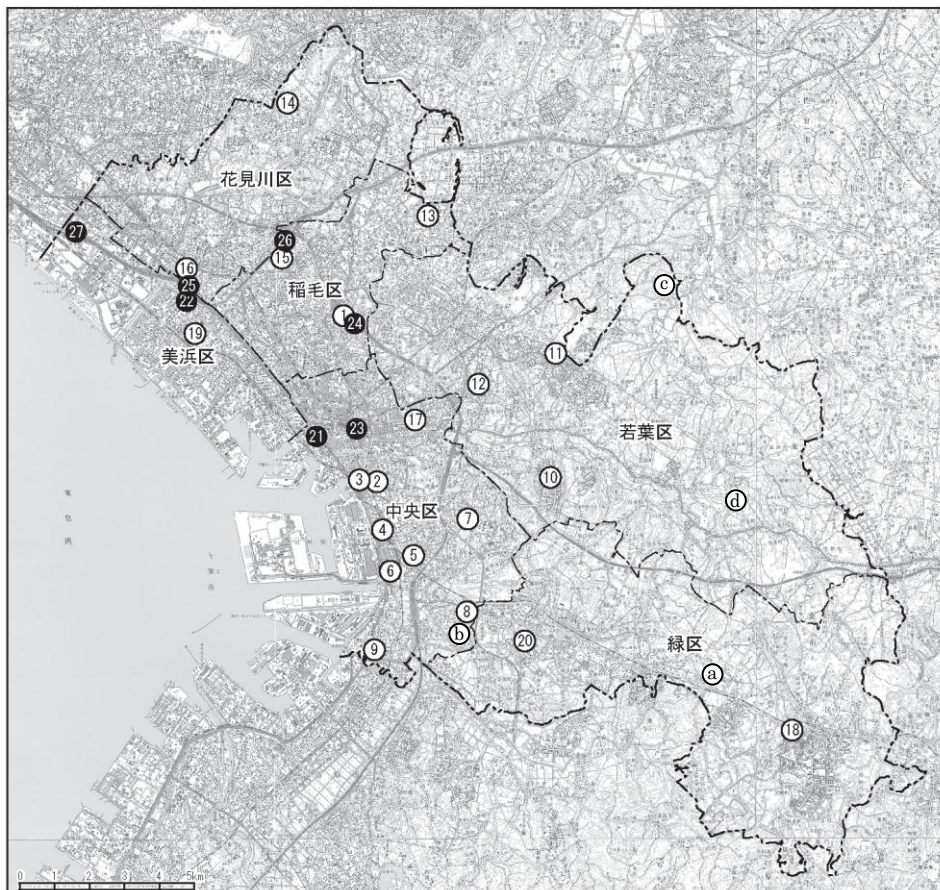
（自動車走行による排出物質に起因する大気汚染の考えられる交差点、道路及び道路端付近において大気汚染状況を常時監視するための測定局）

地点番号	測定局名	所在地	測定局設置年度	用途地域	(自動車排出ガス測定局)										
					測定項目								気象		
					二酸化硫黄	窒素酸化物	浮遊粒子状物質	光化学オキシダント	一酸化炭素	炭化水素	有害大気汚染物質	ダイオキシン類			
					SO ₂	NO _x	SPM	O ₃	CO	HC			風向・風速	温度・湿度	日射・放射収支
21	千葉市役所	中央区千葉港1-1	S45	商	○	○	○		○	○	○	○			
22	真砂	美浜区真砂5-1	S58	商		○	○		○	○		○			
23	葭川	中央区中央2-1-1	S45	商	○	○	○		○	○					
24	千草	稲毛区千草台2-1359-1	S49	住		○	○		○	○					
25	検見川	花見川区検見川町3-370-22	S55	住		○	○		○	○		○			
26	宮野木	花見川区宮野木台4-521-1	S55	住		○	○		○	○	○	○			
27	幕張西	美浜区幕張西6-52	S55	住		○	○		○	○		○			
測定局数					2	7	7	0	7	6	2	1	5	1	0

○…測定を行っていることを示す（空欄は測定を行っていない）

<表内における用語について>

- ・二酸化硫黄（SO₂）…燃料中の硫黄分の燃焼などにより発生する硫黄酸化物（SO_x）の中の一物質。無色で刺激臭があり、濃度が高くなると呼吸器を刺激し、せきや呼吸困難を引き起こす。四日市喘息などの原因となったことで知られる。
- ・窒素酸化物（NO_x）…主として物の燃焼により燃料や空気中の窒素が酸素と反応して発生する。一酸化窒素（NO）と二酸化窒素（NO₂）があり、NO₂は高濃度で呼吸器系や肺への障害を引き起こす。
- ・浮遊粒子状物質（SPM = Suspended Particulate Matter）…大気中に浮遊する粒子のうち、直径が10μm以下のもの。物の燃焼や地表からの発じんなどによって発生し、高濃度になると呼吸器系への障害を引き起こす。
- ・光化学オキシダント（OX）…窒素酸化物や炭化水素などが太陽の紫外線を受けて反応し生成されるオゾンなどの酸化性物質。光化学スモッグの原因となる。
- ・一酸化炭素（CO）…炭素を含む有機物の不完全燃焼などによって発生する。大気中のものは主に自動車排出ガスに起因する。
- ・炭化水素（HC = Hydrocarbons）…炭素と水素からできた化合物の総称で、光化学スモッグの原因となる物質。光化学反応性を持たないメタン（CH₄）とそれ以外の炭化水素（非メタン炭化水素：NMHC = Non-Methane Hydrocarbons）とを分けて測定する。
- ・有害大気汚染物質…継続的に摂取される場合に人の健康を損なうおそれのある物質。測定しているのはベンゼンなど19種類。
- ・ダイオキシン類…ごみ焼却による燃焼などにより副生成物として発生する有害物質。発がんを促進する作用などがあるといわれる。
- ・用途地域は都市計画法による。略記は次のとおり。
 住：第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域
 準：準工業地域
 商：近隣商業地域及び商業地域



○…一般環境大気測定局（一部を除く）
 ●…自動車排出ガス測定局
 （数字及び記号は、上表内の地点番号を表す）

左図 現在の測定局（地点）の位置

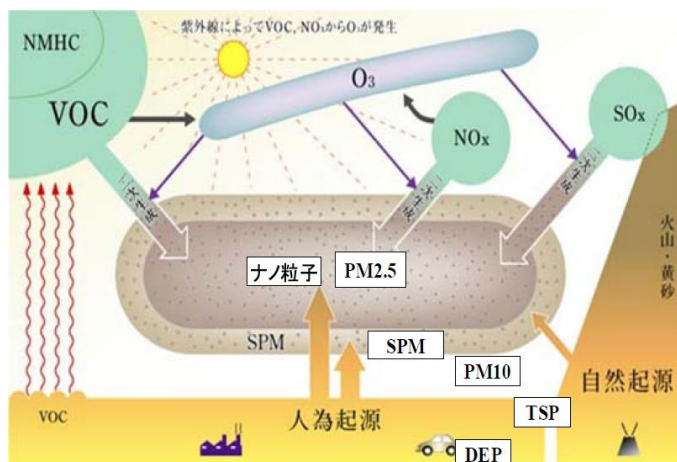
3 見直しの背景及び内容

(1) 微小粒子状物質 (PM_{2.5}) の監視測定開始

これまで、粒子状物質に関する取組みとして、大気中に比較的長く浮遊し、呼吸器系に吸入されて人の健康に影響を及ぼす粒径 10 μm 以下の粒子（浮遊粒子状物質）について環境基準が定められ、総合的な大気環境保全施策が進められてきました。

近年、浮遊粒子状物質の中でも特に微小な粒子状物質が、呼吸器の奥深くまで入りやすいことや粒子表面に様々な有害成分が吸収・吸着されているなどの特徴を有し、人への健康影響を及ぼしていることを示す科学的知見が蓄積されていたことなどから、国は昨年、微小粒子状物質 (PM_{2.5}) ^{※4}に関する環境基準^{※5}を定めました。

千葉市においても、微小粒子状物質による大気汚染状況を監視・把握するため、本年度から、数か所の測定局に自動測定機を順次整備します。



- ・VOC (Volatile Organic Compounds) …揮発性有機化合物。空气中に容易に揮発する有機化合物の総称で、炭素と水素以外の元素からなる化合物も含むため、炭化水素より概念が広い。
- ・ナノ粒子…近年技術開発が進んでいるフラーレン様化合物(炭素原子が球状に集合した形状)、カーボンナノチューブ、金属・金属化合物微粒子などの総称。「ナノ」は10億分の1を表す単位。
- ・DEP (Diesel Exhaust Particulate) …ディーゼル排気粒子。ディーゼルエンジンから排出される微粒子で、発がん性などの健康影響が懸念されている物質。
- ・TSP…総浮遊粉じん。

左図 PM_{2.5}の生成図

※4 微小粒子状物質 (PM_{2.5}) (PM = Particulate Matter : 粒子状物質)

大気中に浮遊する、粒子の直径が 2.5 μm 以下の粒子。粒子が小さいため、人の肺の奥深くまで入りやすく、健康に影響を及ぼすとされる。

「μm」は 1m の百万分の一 (1mm の千分の一) を表す単位。

※5 環境基準

人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準 (環境基本法第 16 条)。国が定める。行政の様々な施策の目標となる数値。

(2) 光化学オキシダントの監視強化

千葉市における光化学オキシダント (光化学スモッグ^{※6}の原因となる大気汚染物質) の大気中濃度は経年変化で見るとやや上昇又は横ばいの傾向にあり、環境基準を達成しない状況が長年続いています。

また、光化学スモッグ注意報^{※7}の発令は毎年続いており、光化学スモッグによると思われる健康被害も発生しています。

このように、光化学オキシダントによる大気汚染状況の改善が見られていないことから、光化学オキシダントの測定地点数を現状の 9 地点から 2 地点増加させて 11 地点とし、監視体制を強化することにより、市民の方の健康のより一層の保護を図ります。

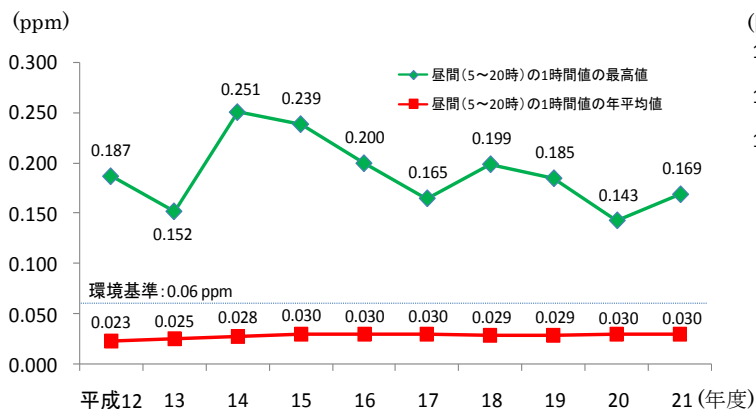


図 千葉市の光化学オキシダント濃度

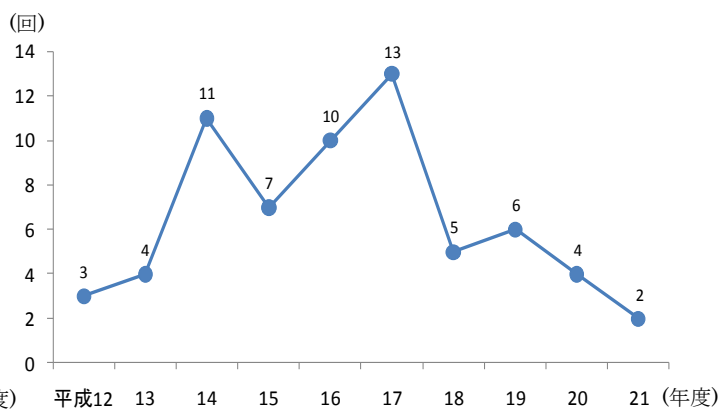


図 千葉地域における光化学スモッグ注意報発令回数

※6 光化学スモッグ

空気中の大気汚染物質（窒素酸化物や揮発性有機化合物など）が強い日射を受けて化学反応を起こし、その結果生成する光化学オキシダントが高濃度になり、空気にモヤがかかった状態になること。目のチカチカやのどの痛み、息切れなどを引き起こすことがある。

※7 光化学スモッグ注意報

光化学オキシダントによる大気汚染の状況が悪化し、千葉地域（千葉市・四街道市・佐倉市）のいずれかの測定局における光化学オキシダント濃度が 0.12ppm 以上である状況になり、かつ気象条件からみてこの状態が継続すると判断されるとき、千葉県が発令する。

「ppm」は百万分の一の濃度を表す単位であり、例えば、空気 1m³中に大気汚染物質 1cm³が含まれているとき、その大気汚染物質の濃度が 1 ppm になる。

（3）測定局の統廃合

千葉市の大気汚染状況は、光化学オキシダントを除いて良好な状態にあり、監視対象の大気汚染物質の中には、長期間、環境基準を達成※⁸しているものもあります。また、現行の測定局数（27局）は、人口や面積の規模に照らし合わせると、国が定めた基準※⁹や他の政令指定都市に比べて多いものとなっており、効率的な監視体制が求められているところです。

このことから、測定局の地域的な配分、大気汚染状況などを考慮した上で、監視機能に支障のない範囲において測定局（地点）の統廃合を行い、新規の監視項目である微小粒子状物質や光化学オキシダントの監視強化とあわせて効率的・効果的な監視を実現します。

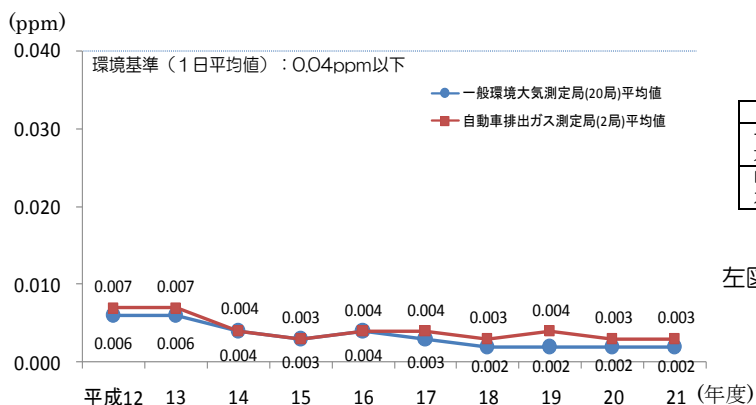


表 二酸化硫黄（SO₂）の環境基準達成率※¹⁰

年度	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
一般環境大気測定局	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
自動車排出ガス測定局	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

左図 二酸化硫黄（SO₂）の年平均値の推移

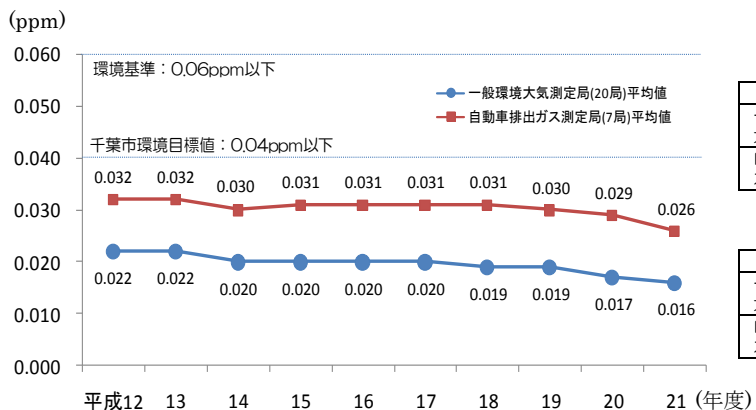


表 1 二酸化窒素（NO₂）の環境基準達成率

年度	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
一般環境大気測定局	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
自動車排出ガス測定局	100	100	100	100	100	100	86	100	86	100

表 2 二酸化窒素（NO₂）の千葉市環境目標値※¹¹ 達成率

年度	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
一般環境大気測定局	30	20	32	55	55	50	53	40	95	90
自動車排出ガス測定局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

左図 二酸化窒素（NO₂）の年平均値（推移）

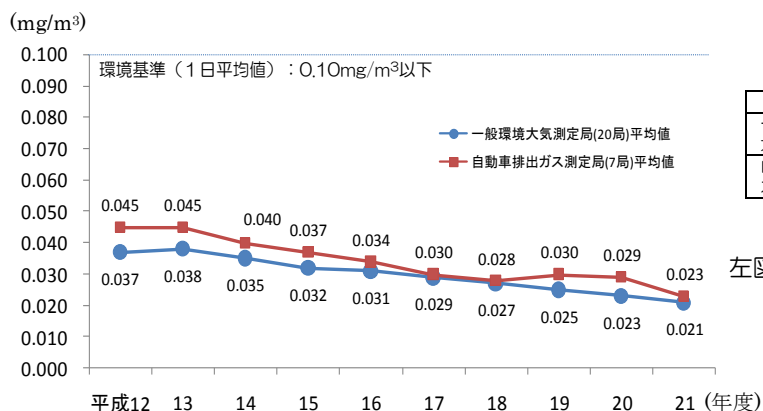


表 浮遊粒子状物質（SPM）の環境基準達成率

年度	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
一般環境大気測定局	95	30	21	95	100	100	89	100	100	100
自動車排出ガス測定局	86	0	0	100	100	100	86	100	86	100

左図 浮遊粒子状物質（SPM）の年平均値の推移

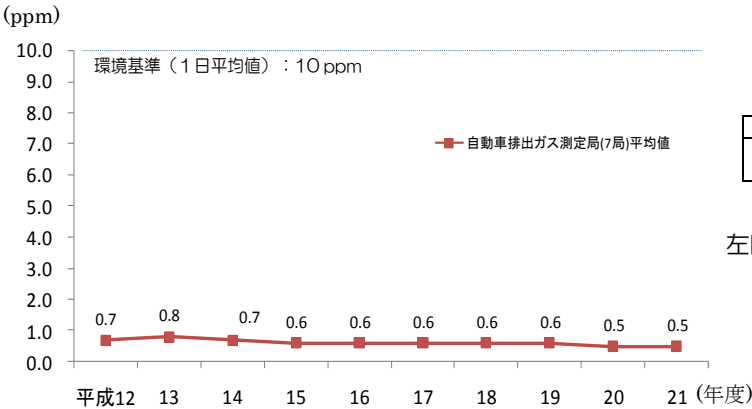


表 一酸化炭素（CO）の環境基準達成率

年度	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
自動車排出ガス測定局	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

左図 一酸化炭素（CO）の年平均値の推移

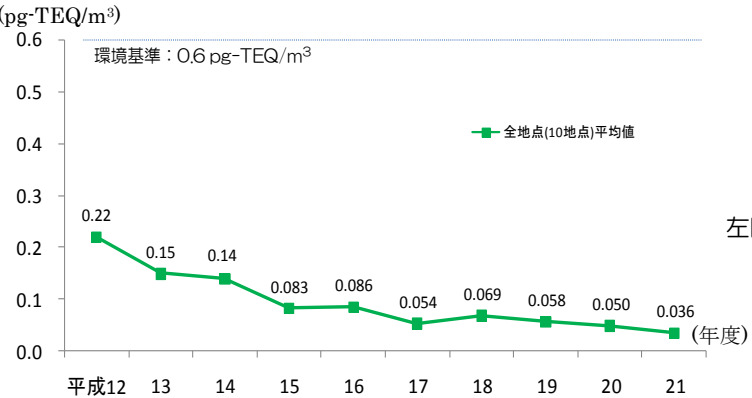


表 ダイオキシン類（DXN）の環境基準達成率

平成 12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

左図 ダイオキシン類（DXN）の年平均値の推移

（単位の TEQ について…ダイオキシン類には複数種類の化合物があり、毒性の強さがそれぞれ異なっているため、全体の毒性を評価するための手段として、最も毒性が強い化合物の毒性を 1 として他のダイオキシン類の毒性の強さを換算した係数により各ダイオキシン類の毒性を足し合わせた値（毒性等量：TEQ）が用いられている。）

表 政令指定都市における測定局数（平成 19 年度）

都市名	人口（人）	可住地面積（km ² ）	測定局数	都市名	人口（人）	可住地面積（km ² ）	測定局数
千葉市	924,319	219.36	27	名古屋市	2,215,062	314.31	27
札幌市	1,880,863	440.58	16	京都市	1,474,811	216.57	17
仙台市	1,025,098	338.67	17	大阪市	2,628,811	222.30	26
さいたま市	1,176,314	212.16	16	堺市	830,966	145.54	17
横浜市	3,579,628	398.00	28	神戸市	1,525,393	319.54	22
川崎市	1,327,011	134.78	17	広島市	1,154,391	283.21	11
新潟市	813,847	669.77	13	北九州市	993,525	292.11	19
静岡市	713,723	319.35	16	福岡市	1,401,279	227.54	16

※人口は平成 17 年、可住地面積（総面積から林野・湖沼面積を差し引いたもの）と測定局数は平成 19 年のデータを使用。

- ※8 環境基準の達成
 年間にわたる測定結果を測定局（地点）ごとに環境基準により評価し、満足していれば達成となる。評価の方法には、測定を行った日又は時間に対する評価（短期的評価）と年間にわたる測定結果を長期的に観察した上での評価（長期的評価）がある。長期的評価は、年間にわたる 1 日平均値のうち、高い方から数個のデータを除外した後の最大値を用いて環境基準と比較することにより行う。
- ※9 国が定めた基準
 「大気汚染防止法第 2 2 条の規定に基づく大気汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準」ほか。大気汚染状況の常時監視に関して国が定めた事務処理の基準。
- ※10 達成率
 有効測定局（地点）数（年間測定に関する規定時間を満たした測定局（地点）数）のうち、環境基準（環境目標値）を達成した測定局（地点）数の割合（％表示）。表には、長期的評価による達成率を掲載している。
- ※11 千葉市環境目標値
 千葉市環境基本計画において掲げている、千葉市が環境保全施策上の目標とする数値。二酸化窒素については、環境基準よりも厳しい数値を設定している。

4 常時監視体制の見直しについて

常時監視体制の見直しに当たり、微小粒子状物質の測定地点の選定や現行の常時監視体制の見直しに関する考え方をまとめました。これにより、既存の測定局又は測定項目の統廃合を行い監視の効率化を図りつつ、光化学オキシダントや微小粒子状物質の監視を強化するなど、今後の課題に的確に対応するための常時監視体制を再構築します。

（1）微小粒子状物質（PM_{2.5}）の測定地点の選定など

ア 測定地点（自動測定機の設置場所）

窒素酸化物（NO_x）や浮遊粒子状物質（SPM）などの他の物質との比較ができるようにするため、既存の測定局を利用します。設置場所は、自動測定機の特性から、基本的に測定局の屋上とします。

イ 自動測定機の整備計画

国が定めた基準により算定した、測定することが望ましい地点数は9局であることから、平成22年度からの3か年計画（各年度3局）で、自動測定機を順次整備します。

その後のさらなる整備については、PM_{2.5}に関する千葉市の大気汚染状況の実態などを踏まえた上で、必要に応じ検討するものとします。

ウ 選定する測定局の種別及び配分

市内全域のPM_{2.5}の実態を把握するため、一般局を選定するほか、PM_{2.5}の発生に自動車排出ガスの寄与が認められていることから、自排局も選定の対象とします。

また、一般局と自排局の選定数の配分は、市内全域のPM_{2.5}の実態を的確に把握する観点から、一般局7局、自排局2局とします。

エ 一般環境大気測定局（一般局）に関する選定の考え方

千葉市の自然的・社会的状況を踏まえ、次の観点から、測定を実施する一般局の優先順位付けを行い、順位の高い方から選定します。

	判断要素	選定に関する観点
1	行政区ごとの配分	市内全域の大気汚染状況を把握するとともに、市民の方にわかりやすい情報提供を行うため、地域における測定局の均等な配分に配慮しつつ、各行政区から少なくとも1地点（6局）を選定する。
2	自動測定機の設置条件	屋上が使用できない測定局、屋上スペースが狭く自動測定機の設置が困難な測定局などより他を評価する。
3	SPMによる大気汚染状況	過去3年間のSPM濃度が比較的高い測定局、環境基準が未達成の測定局を評価する。
4	固定発生源の状況	中央区内の主要な固定発生源を考慮するものとし、中央区については2地点を選定する。

オ 自動車排出ガス測定局（自排局）に関する選定の考え方

次の観点から、測定を実施する自排局の優先順位付けを行い、順位の高い方から選定します。

	判断要素	選定に関する観点
1	複数種類の道路の監視	複数種類の道路を監視対象とするよう選定する。
2	自動測定機の設置条件	屋上が使用できない測定局、屋上スペースが狭く自動測定機の設置が困難な測定局などより他を評価する。
3	SPMに係る大気汚染状況	過去3年間のSPM濃度が比較的高い測定局、環境基準が未達成の測定局を評価する。

カ 自動測定機の3か年計画での整備に係る優先順位の考え方

一般局・自排局の選定数のバランスに配慮しつつ、上記判断要素による測定局ごとの評価結果を総合的に考慮して決定します。

（2）現行の常時監視体制の見直し（測定局・測定項目の統廃合）

ア 一般局数（20局）の統廃合に関する考え方

次の観点から、測定局の存続に関する優先順位を決定し、数か所の測定局を廃止します。

	観 点	統廃合に係る判断要素
1	行政区ごとの配分	地域における自排局を含めた測定局の均等な配分や人口集中地域に配慮しつつ、市民の方にわかりやすい情報提供を行うため、各区に少なくとも2局（美浜区は従来の1局）となるよう、測定局を存続させる。
2	大気環境濃度の解析	測定項目ごとの大気環境濃度を解析し、測定局の特徴及び測定局間の相関関係（データの類似傾向）により評価する。
3	大気汚染状況	過去3年間における大気汚染状況や環境基準（環境目標値）の未達成状況を評価する。
4	測定局の設置環境	地形や建築物の影響による地域代表性の状況等を評価する。
5	固定発生源の状況	中央区内の主要な固定発生源周辺の測定局及びその後背地を評価する。

イ 自排局数（7局）の統廃合について

複数種類の道路の監視、大気汚染状況などの観点から、測定局の存続に関する優先順位を決定し、数か所の測定局を廃止します。

ウ 測定項目（ダイオキシン類：10地点）の統廃合に係る考え方

次の観点から、4か所の測定地点の廃止を行います。

	観 点	統廃合に係る判断要素
1	行政区ごとの配分	市民の方にわかりやすい情報提供を行うため、各区に少なくとも1局となるように配慮する。
2	大気環境濃度の解析	過去10年間の大気環境濃度について測定地点間の相関分析を行い、その結果から測定地点を統廃合する。
3	大気汚染状況	過去3年間における大気汚染状況や環境基準の未達成状況により評価する。

エ 新たな常時監視体制への移行時期について

平成25年度に新たな常時監視体制に移行できるよう、平成23年度から順次、測定局・測定項目の統廃合などを実施します。

(3) 見直し後の常時監視体制（案）

見直し後の常時監視体制（案）は、次ページのとおりです。各測定局の評価内容については別に示します。

見直し後の常時監視体制（案）

測定局種別	通し番号	測定局番号	測定局(地点)名称	所在区	大気汚染物質(※)								気象(※)			全体優先順位	区内(同一道路内)優先順位	測定局存続・廃止	備考	
					二酸化硫黄 (SO ₂)	窒素酸化物 (NOx)	浮遊粒子状物質 (SPM)	微小粒子状物質 (PM _{2.5})	光化学オキシダント (OX)	一酸化炭素 (CO)	炭化水素 (HC)	有害大気汚染物質	ダイオキシン類	風向・風速	温度・湿度					日射・放射収支
一般環境大気測定局 (一部を除く)	1	2	末広中学校	中央	×	△	△				×	△		△	△		5	5	△	・SO ₂ の測定廃止(環境基準を長期間達成しており、基本的に今後の濃度上昇が見込まれないため) ・HCの測定廃止(近傍の寒川小学校においてOXとともに測定を行い一体的・効果的な監視を行うため)
	2	3	寒川小学校		○	○	○	●(22年度)	○		●	●		○			2	1	○	・PM _{2.5} の測定開始(年度は自動測定機整備予定年度) ・HCの測定開始
	3	4	福正寺		○	○	○					○	○	○	○		3	3	○	
	4	5	蘇我中学校		×	△	△							△	△		10	8	△	SO ₂ の測定廃止(環境基準を長期間達成しており、基本的に今後の濃度上昇が見込まれないため)
	5	6	蘇我保育所		○	○	○	●(23年度)						○			3	2	○	PM _{2.5} の測定開始(年度は自動測定機整備予定年度)
	6	7	松ヶ丘小学校		×	△	△							△			16	7	△	SO ₂ の測定廃止(環境基準を長期間達成しており、基本的に今後の濃度上昇が見込まれないため)
	7	8	明德学園		×	△	△		△		×			△	△		15	9	△	・SO ₂ の測定廃止(環境基準を長期間達成しており、基本的に今後の濃度上昇が見込まれないため) ・人口増加の見込まれる近傍地域(緑区おゆみ野)の測定局(泉谷小学校)においてOX・HCの測定を開始するため
	8	9	臨海ドライブイン		×	△	△							△	△		13	6	△	SO ₂ の測定廃止(環境基準を長期間達成しており、基本的に今後の濃度上昇が見込まれないため)
	9	17	都公園		○	○	○		●		●			○			12	4	○	・OX・HCの測定開始(監視の強化)
	10	14	花見川第一小学校	花見川	○	○	○	●(24年度)	○		○		○	○	○		7	1	○	PM _{2.5} の測定実施(年度は自動測定機整備予定年度)
	11	16	検見川小学校		×	○	○		○		○			○			14	2	○	SO ₂ の測定廃止(環境基準を長期間達成しており、基本的に今後の濃度上昇が見込まれないため)
	12	1	千草台小学校	稲毛	×	△	△										8	3	△	SO ₂ の測定廃止(環境基準を長期間達成しており、基本的に今後の濃度上昇が見込まれないため)
	13	13	山王小学校		×	○	○		●				○	○	○		10	2	○	・OXの測定開始(監視の強化) ・SO ₂ の測定廃止(環境基準を長期間達成しており、基本的に今後の濃度上昇が見込まれないため)
	14	15	宮野木		○	○	○	●(24年度)	○		●			○	○	○	1	1	○	PM _{2.5} ・HCの測定開始(PM _{2.5} の年度は自動測定機整備予定年度)
	15	10	大宮小学校	若葉	×	○	○		○		○			○			18	2	○	SO ₂ の測定廃止(環境基準を長期間達成しており、基本的に今後の濃度上昇が見込まれないため)
	16	11	千城台北小学校		○	○	○	●(23年度)	○				○	○			17	1	○	PM _{2.5} の測定開始(年度は自動測定機整備予定年度)
	17	12	桜木小学校		×	△	△		△		×			△	△		18	2	△	・SO ₂ の測定廃止(環境基準を長期間達成しており、基本的に今後の濃度上昇が見込まれないため) ・地域の配置バランスの観点から、近傍の都公園においてOX・HCの測定を開始するため
	18	18	土気	緑	○	○	○	●(24年度)	○		○			○			6	1	○	PM _{2.5} の測定開始(年度は自動測定機整備予定年度)
	19	20	泉谷小学校		×	○	○		●		●			○			20	2	○	・SO ₂ の測定廃止(環境基準を長期間達成しており、基本的に今後の濃度上昇が見込まれないため) ・OX・HCの測定開始(監視の強化)
	20	19	真砂公園	美浜	○	○	○	●(22年度)	●			○	○	○			9	1	○	・PM _{2.5} の測定開始(年度は自動測定機整備予定年度) ・OXの測定開始(監視の強化)
-	a	千葉市水道局	緑								○	○						○	一般環境大気測定局ではない	
-	b	千葉市埋蔵文化財調査センター	中央									×						×	一般環境大気測定局ではない ・DXNの測定廃止(環境基準を長期間達成しており、基本的に今後の濃度上昇が見込まれないため)	
-	c	千葉市塵芥汚水処理場	若葉									×						×	一般環境大気測定局ではない ・DXNの測定廃止(環境基準を長期間達成しており、基本的に今後の濃度上昇が見込まれないため)	
-	d	千葉市農政センター	若葉									×						×	一般環境大気測定局ではない ・DXNの測定廃止(環境基準を長期間達成しており、基本的に今後の濃度上昇が見込まれないため)	
自動車排出ガス測定局	21	21	千葉市役所	国道357号	×	○	○	※(20年度)		○	●	○	×	○	○		1	1	○	※環境省モニタリング試行事業によるPM _{2.5} 自動測定機が設置 ・HCの測定開始 ・SO ₂ ・DXNの測定廃止(環境基準を長期間達成しており、基本的に今後の濃度上昇が見込まれないため)
	22	23	葭川	市道中央赤井町線	×	○	○			×	○						3	1	○	SO ₂ ・COの測定廃止(環境基準を長期間達成しており、基本的に今後の濃度上昇が見込まれないため)
	23	24	千草	国道16号(京葉道路)			○	○	●(22年度)		○	○					2	1	○	PM _{2.5} の測定開始(年度は自動測定機整備予定年度)
	24	22	真砂	東関東自動車道(国道14/357号)			○	○	●(23年度)		○	○			○		3	1	○	PM _{2.5} の測定開始(年度は自動測定機整備予定年度)
	25	25	検見川				△	△			×	×			△		6	3	△	・COの測定廃止(環境基準を長期間達成しており、今後の濃度上昇が見込まれないため) ・HCの測定廃止(地域の配置バランスをとるため)
	26	26	宮野木				○	○			×	○	○		○		5	2	○	COの測定廃止(環境基準を長期間達成しており、今後の濃度上昇が見込まれないため)
	27	27	幕張西				△	△			×	×			△		7	4	△	・COの測定廃止(環境基準を長期間達成しており、今後の濃度上昇が見込まれないため) ・HCの測定廃止(地域の配置バランスをとるため)

※ 記号の意味
○:測定存続 ×:測定廃止 ●:新設(PM_{2.5}にあっては自動測定機整備予定年度を併せて表示) 空欄:現在測定を行っていない(今後も行わない)
△:測定廃止を予定する項目(大気環境の著しい悪化など特殊事情がなければ廃止予定)。測定局存続・廃止欄に△を付している測定局(地点)は、測定局(地点)自体が廃止予定であることを示す。
※ 優先順位は、別に示す測定局ごとの評価結果に基づいている。
※ 平成25年度に新たな常時監視体制に移行できるよう、平成23年度から順次、測定局(地点)・測定項目の統廃合及び新設などを実施する。